

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・五二七号宮浦西野線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県三原市円一町二丁目四番一号

四 事業地

収用の部分

広島県三原市宮浦一丁目、西宮二丁目、西野一丁目及び西野四丁目地内

使用の部分

広島県三原市宮浦一丁目、西宮二丁目、西野一丁目及び西野四丁目地内